



議案第百二十二号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月十七日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年十二月十七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第

号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。